

資格喪失時の組合員証・被扶養者証等の回収について（依頼）

組合員が組合員資格を喪失したとき、被扶養者が就職などに伴って被扶養者の認定要件を欠くに至ったときは、地方公務員等共済組合法施行規程（※）において、組合員証・被扶養者証・高齢受給者証（以下「証」といいます。）を遅滞なく共済組合へ返納しなければならないと定められています。

しかし、資格喪失後も、証を引き続き使用したことで医療給付金の返還をお願いする事例が発生しています。

組合員資格や被扶養者資格を喪失したときは、必ず証を返納するようお願いいたします。特に、年度途中の退職など年度末の定年退職以外で資格を喪失した場合に証を返納いただけない事例が多発していますので、十分に御注意ください。なお、証を紛失したため念書を提出いただいた場合であっても、後で証が見つかり次第、必ず返納するよう重ねてお願いいたします。

※ 地方公務員等共済組合法施行規程

（組合員証の返納）

第98条第1項 組合員は、その資格を喪失したとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたとき又は継続長期組合員となつたときは、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

（組合員被扶養者証）

第100条第2項 第95条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。（以下省略）

（高齢受給者証の交付等）

第100条の2第2項 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

- 1 組合員の資格を喪失したとき
- 2 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき
- 3 法第59条第2項第1号ハ又はニに掲げる場合に該当する被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至つたとき
- 4 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき
- 5 組合員又はその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等となつたとき
- 6 高齢受給者証の有効期限に至つたとき

【問合せ先】

医療保険課 資格担当

電話 03-3232-4726・4727